

平成22・23年度 新城市競争入札参加資格審査申請要領 (物 品 等)

平成22年度および平成23年度において、新城市が発注する「物品の製造・販売」、「物品の買受け」、「役務の提供等」の競争入札等に参加を希望される方は、次により申請してください。

1 申請者の資格

- (1) 次に示す事項のいずれかに該当する者は、申請書を受領することができません。
- ア 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 営業に関し、法令の規定による必要な許可・登録等を受けていない者
 - ウ 申請内容および添付書類等に故意に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者
 - エ 国税及び都道府県税並びに市町村税を完納していない者

2 申請方法等

インターネットを利用した「あいち電子調達共同システム(物品等)」又は書面による「入札参加資格審査申請書(物品等)」により申請してください。

- (1) 「あいち電子調達共同システム(物品等)」による申請
- あいち電子調達共同システム(物品等)のポータルサイトのトップページから操作してください。
- ホームページのURL: <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
- ア 定時受付
受付期間 平成22年1月4日(月)から 平成22年2月15日(月)
 - イ 随時受付
受付期間 平成22年4月1日(木)から 平成24年2月15日(水)
 - ウ 入札参加資格申請サブシステム稼働時間
平日(日曜日及び土曜日、祝日、12月29日~翌年の1月3日を除く)
午前8時~午後8時
 - エ 郵送する書類
インターネットを利用した電子申請とは別に提出する書類がありますので、システムの必要書類申請先一覧の「表示」リンクを押下して確認してください。
提出先は共通審査自治体です。(提出書類の画面で送付先が表示されます。)
 - オ 注意事項
あいち電子調達共同システム(物品等)操作の手引き等を参照のうえ申請してください。
あいち電子調達共同システム(物品等)利用規約を遵守してください。
- (2) 書面による「入札参加資格審査申請書(物品等)」による申請
(市内に主たる事業所を置くかたのみ対象。)
- 新城市役所総務部契約管財課、鳳来総合支所、作手総合支所に配備してあります。
また、新城市ホームページからダウンロードできます。
- ホームページのURL: <http://www.city.shinshiro.lg.jp>
- トップページ 市の組織から探す 総務部 契約管財課
- ア 定時受付
受付期間 平成22年1月4日(月)から 平成22年2月15日(月)
 - イ 随時受付
受付期間 平成22年4月1日(木)から 平成24年2月15日(水)
 - ウ 受付時間
平日(日曜日及び土曜日、祝日を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時

エ 受付・提出場所

新城市役所総務部契約管財課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船6番地1

オ 提出方法

持参または郵送（期間内に必着）とします。

郵送の場合は返信先等を記入した返信用はがき（切手貼付のこと）を同封してください。申請書受付証として返送します。

カ 提出書類

申請書一式

添付書類（この書類が確認できない場合は、「不受理」となります）

別表「提出書類」参照。

キ 提出部数

1部

ク 注意事項

書面による申請によって登録された場合、紙での入札等には参加できませんが、電子での入札等には参加できません。

3 資格審査

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

4 資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、平成24年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付時の有効期限

平成22年4月1日 から 平成24年3月31日 まで有効

(2) 随時受付時の有効期限

入札参加資格決定の日から 平成24年3月31日 まで有効

5 申請内容の変更等の届出

申請後、資格の有効期間中に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請（届）を行ってください。ただし、定時受付の変更手続は、平成22年4月1日からとなります。

6 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められたかたであって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けたかたは、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

7 その他

(1) 書類不備なものについては受付できません。また、虚偽の申請をした場合は別に罰則があるばかりか、入札自体に参加できなくなる場合があります。

(2) 資格審査等に際し、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、証明書面は、入札参加資格の有効期限内は保管しておいてください。

(3) 申請書等関係書類については、入札制度等の公平性・透明性の向上の観点から、一部を公開する場合がありますのであらかじめご了承ください。

別表 提出書類（書面による申請の場合）

1 申請書

番号	書類内容	備考
	<法人事業者および個人事業者共通> ・ 入札参加資格審査申請書（物品等）	

2 添付書類

番号	書類内容	備考
	欠格要件の確認	
	<法人事業者の場合> ・ 履歴事項全部証明書または登記簿謄本	法務局で発行
	<個人事業者の場合> ・ 身元（分）証明書 ・ 登記されていないことの証明書 （後見・保佐・補助を受けていない ことの証明）	本籍地の市区町村で発行 全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行
	納税証明書	
	国税	税務署で発行
	<法人事業者の場合> ・ 「消費税および地方消費税」「法人税」の納税証明書 （国税納税証明書その3の3）	
	<個人事業者の場合> ・ 「消費税および地方消費税」「法人税」の納税証明書 （国税納税証明書その3の2）	
	愛知県税	愛知県の県税事務所で発行
	<法人事業者の場合> ・ 「法人事業税」「自動車税」の納税証明書（愛知県税納税証明書）	
	<個人事業者の場合> ・ 「個人事業税」「自動車税」の納税証明書（愛知県税納税証明書）	
	申請者または契約営業所の所在地が愛知県外であっても、愛知県内に事業所等がある場合には愛知県税納税証明書を添付のこと。	
	（参考：新城市に関する税） 新城市の税に関する証明については、申請書にて「未納がないこと」及び「未納がないこと」を確認すること」に同意・誓約しているため、提出不要です。	提出不要

証明書等は、申請日において、証明書の発行年月日から3か月以内のもの（複写機によるコピー可）とします。